

## 保育補助者雇上費貸付事業の概要

### 1 保育補助者雇上費貸付とは

本事業は、「愛知県保育士修学資金貸付等事業実施要綱」に基づき行う保育補助者（保育士資格を持たない保育士の補助を行う者）の雇上げを行う施設又は事業者に対し必要な資金を貸付け、保育士の勤務環境改善や離職防止により保育人材の確保を図ります。

### 2 貸付対象者

貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。また、他から同種の資金を既に受けている場合は貸付を受けることはできません。

以下のいずれかの要件を満たす県内（名古屋市内を除く）の施設又は事業を行うものであること。（公立を除く）

○平成29年4月1日以降に保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業

（ア） 保育所及び幼保連携型認定こども園

（イ） 小規模保育事業を行う者

（ウ） 事業所内保育事業を行う者

※（ア）の保育所は、保育所型認定こども園が含まれます。

保育士配置の特例により配置されている者は対象となりません。

※（イ）（ウ）は、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の算定対象となる者を雇上げる場合は貸付対象となりません。

（保育補助者の要件）

対象となる保育補助者は、次のうちいずれかに該当する者とする。

① 保育所又は認定こども園で保育補助業務に従事した期間がある者

※概ね3カ月以上

② 家庭的保育者

③ 子育て支援員研修（地域保育コース）を受講した者（勤務開始後に受講予定である者を含む。）

### 3 貸付額及び貸付期間

貸付する金額は次のとおりです。なお、貸付利息はありません。

年額295万3千円以内

貸付期間は平成29年4月から平成31年3月まで

貸付を希望する者は、「保育補助者雇上費貸付申請書」に必要事項を記入し、保育所等が所在する市町村の保育担当窓口での確認「市町村窓口確認票」を受けた上で、愛知県社会福祉協議会福祉人材センターへ提出してください。

#### 4 貸付申請書類

##### (1) 申請書

- ・保育補助者の雇用を証する書類（雇用通知書又は雇用契約書等の写し）
- ・補助者の要件を証する書類（以下のいずれかの書類  
（ア保育補助業務従事証明書 イ子育て支援員研修の修了証の写し ウ子育て支援員研修受講申立書）

##### (2) 市町村保育担当窓口確認票

##### (3) 保育士の勤務環境改善計画書

#### 5 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

保育補助者雇上費の貸付を希望する者の申請により審査を行い、貸付決定し貸借契約を締結します。

貸付決定後、次の書類を愛知県社会福祉協議会福祉人材センターへ提出してください。

なお、貸付申込が貸付枠を超えた場合は、あらかじめ県で定めた基準により選定し決定します。

##### (1) 保育補助者雇上費貸付事業貸借契約書 2部

※連帯保証人の印鑑証明書1部を添付

##### (2) 振込口座申込・変更申請書

#### 6 連帯保証人

連帯保証人1名が必要となります。

※ 貸付資金を確実に返済できる収入等がある者を連帯保証人としてください。

#### 7 貸付の休止

保育補助者が休職したときは、休職した日の属する月の翌月分から復職した日の属する月の分までの資金の貸付を休止します。

休止する期間について既に貸付金が支払われている場合については、その期間について返還する必要があります。

なお、休職又は復職した日が月の初日の場合は、休職又は復職した日は前月末とみなします。

## 8 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- (1) 保育補助者が退職し、1カ月以内に貸付要件を満たす新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき。
- (2) 資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- (3) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な方法により貸付の申請を行ったことが明らかになったとき。
- (5) その他要綱及び規程や契約事項に違反したとき。

## 9 返還の債務の免除

次の場合、貸付を受けた資金の返還の債務を免除します。

- (1) 貸付を受けた保育所において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付を受ける期間中に保育士資格を取得したとき。（保育士資格を取得したときとは、保育士登録を行い、保育士証が交付されたときです。ただし、保育士資格を取得後、保育士登録が行われない場合は、保育士資格を取得した日の属する月の翌月から3カ月の日をもって貸付終了します。）
- (2) 貸付終了後も引き続き対象業務に従事し、返還猶予期間中（1年間）の間に保育士資格を取得した場合。
- (3) 保育補助者が保育の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。

## 10 返還

次の場合返還しなければなりません。

なお、返還の方法は一括、半年賦（4回以内）の均等返還によるものとします。ただし、繰り上げ返還をすることを妨げるものではありません。

<主な返還事由>

- (1) 保育補助者雇上費貸付の貸付契約が満了したとき。  
ただし、貸付期間中、または貸付期間終了後の猶予期間中に対象の保育補助者が保育士資格を取得し返還が免除された場合を除く。
- (2) 貸付契約が解除されたとき。（解除事由については、上記8のお

り。)

## 11 延滞利息

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

## 12 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。

- (1) 貸付期間終了後、保育補助者が貸付を受けた保育所において対象業務に従事し1年以内に保育士資格の取得が見込まれるとき。
- (2) 貸付を受けた者又は保育補助者が、災害、その他やむを得ない事由があるとき。(当該事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものは除く。)

(保育所等の範囲) ※地方公共団体が運営するものを除く。

- (ア) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- (イ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」(地域型保育給付費又は、特例地域型保育給付費の支給算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。)
- (ウ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する「事業所内保育事業」(地域型保育給付費又は、特例地域型保育給付費の支給算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。)